

諸外国における SEA 制度

国名	制度名	実施主体	対象		スクリーニング ¹			スコーピング ¹			影響評価	審査 ¹		
			範囲	対象計画等	手続の有無	公衆関与	環境部局関与	手続の有無	公衆関与	環境部局関与		手続の有無	公衆関与	環境部局関与
米国	国家環境政策法 (1969) CEQ 規則 (1978)	対象計画等の提案機関	政策計画プログラム ²	連邦政府機関の行為(連邦政府機関によって資金の供与、実施、承認等されたプロジェクト・プログラム等、連邦政府機関の規制、計画、政策、手続、法案等)。なお、省庁毎に環境影響評価の対象にしない行為のリストが規定されている。		任意	任意				累積的・複合的環境影響の評価を含む。代替案の検討が行われる。			
カナダ	政策、計画、プログラムに関する環境アセスメントの閣議指令 (1990, 1999・2004 改正)	対象計画等の提案機関 ³	政策計画プログラム	認可を得るために個々の大臣若しくは閣議に提出される政策、計画、プログラムの提案であって、その実施により環境に正又は負の重大な影響を及ぼす可能性のあるもの。		×	×		×	×	累積的・複合的環境影響の評価を含む。代替案の検討が行われる。		×	×
オランダ	環境管理法 (1987, 1994 改正) ⁶	対象計画等の提案機関	計画プログラム ²	一定規模以上の道路、鉄道等の建設の可能性を最初に規定した地域開発計画等 ⁷ 。		×	×		スコ ー ピ ン グ 時 に 決 定	9	計画とプログラムの特徴によりスコーピング段階で決定された、幅広い社会経済面の影響評価を含む。累積的・複合的環境影響の評価を含む。代替案の検討が行われる。			9
	環境テスト (1995, 2002 改正)	対象計画等の提案機関	法案等	環境に著しい影響を及ぼすおそれのある新規の法案、行政命令、省令、及びそれらの改正。		×			×			環境テストと並行してビジネス影響評価、実施可能性・執行可能性影響評価が行われる。スクリーニングの段階で、代替案の検討が行われる。		×
イギリス(イングランド)	計画及びプログラムの環境影響に関する規則 (2004) ¹⁰	対象計画等の提案機関	計画プログラム	農業、森林、漁業、エネルギー、工業、運輸、廃棄物処理、水管理、電気通信、観光、都市/農村計画、土地利用を対象とし、EIA 指令に記載されている将来の開発に関する合意に対して、「枠組みを設定する」計画・プログラム、又は、EU 生息地指令で保護されている自然環境保全地域に重大な影響を及ぼすおそれのある計画・プログラム ⁷ 。		×			×		社会経済面の影響評価は基本的に行われぬ。累積的・複合的環境影響の評価を含む。代替案の検討が行われる。			

¹ : 有り、× : 無し、- : 情報無し

² SEA、EIA 双方を規定しているため、対象事業にはここで示した政策、計画、プログラムのほか事業も含まれる。

³ 環境保全や持続可能な開発に関する政府の活動を監督する「環境と持続可能な開発の委員会」が SEA の実施状況を監督している。

⁴ 意見提出などの公衆関与は規定されていないが、環境影響評価に関する文書は公衆に公開される。

⁵ なお、SEA の結果が(当該提案とともに)内閣に提出される前に、省庁間協議にかけられる。

⁶ EU の SEA 指令へ対応するための制度改正中。

⁷ SEA の対象とすべき具体的な計画が規定されている。

⁸ 意見提出などの公衆関与はないが、スクリーニングの結果は公衆に公開される。

⁹ スコーピング及び審査に当たっては、中央行政機関から独立した機関である EIA 委員会が提言を行う。

¹⁰ イギリスでは、本 SEA 規則が導入される以前から、環境・社会・経済面の考慮を意志決定に統合するための持続可能性評価(sustainability appraisal)が実施されており、近年では、この持続可能性評価と SEA の双方に適用可能な分野別ガイドラインが策定されている。

国名	制度名	実施主体	対象		スクリーニング ¹			スコーピング ¹			影響評価	審査 ¹		
			範囲	対象計画等	手続の有無	公衆関与	環境部局関与	手続の有無	公衆関与	環境部局関与		手続の有無	公衆関与	環境部局関与
ドイツ	環境影響評価法 / 戦略的環境影響評価導入のための法 (2005 改正法成立)	対象計画等の提案機関	計画プログラム ²	景観保護、森林保護、漁業、エネルギー、交通、廃棄物管理、水管理等の EU の SEA 指令に対応した計画及びプログラム ⁷ 。		×	×		×	12	社会経済面の影響評価は行われない。代替案の検討が行われる。			12
フランス	自然保護法 (1976, 1993 改正)	対象計画等の提案機関	計画プログラム ²	土地利用計画及び重大な活動に関するプログラム (交通系の事業やガスパイプライン、送電線、橋の建設を含む地域開発計画が含まれる)。	-	-	-	-	-	-	プログラムに対する環境アセスメントでは、複合的環境影響の評価を含む。代替案の検討が行われる。			
韓国	事前環境評価システム / 環境政策基本法 (1993 ¹³ , 2005 改正)	対象計画等の提案機関	政策計画プログラム	EIA 対象事業の事業決定に影響を及ぼす、都市計画、エネルギー、交通、産業、廃棄物管理、水管理等の各分野における政策、計画、プログラム ⁷ 。	×						社会経済面の影響評価を含む。代替案の検討が行われる。			
中国	中華人民共和国環境影響評価法 (2003)	対象計画等の提案機関	計画プログラム ²	総合計画 (土地利用関連計画及び地域・流域・海域の建設・開発利用計画) と特別項目計画 (工業・農業・牧畜業・林業・エネルギー・水利・交通・都市建設・観光・自然資源の開発に関するセクター計画) を原則対象としており、対象計画は百数種 ⁷ 。		×	×	-	-	-	用いる環境保全措置に対して、経済合理性、社会の許容等に関する論証を行う。代替案の検討は規定されていない。		12	
EU	SEA 指令 (2001 採択・2004 導入期限)	規定なし	計画プログラム	SEA 必須：農業、林業、漁業、エネルギー、産業、交通、廃棄物処理、水管理、通信、観光、都市及び農村計画、又は土地利用のために作成され、EIA 指令対象事業に対するその後の進展への同意のための枠組みとなるもの、又は、その立地が及ぼす影響に鑑み、EU 生息地指令に従いアセスメントが必要であるとされたもの。 加盟国の裁量で必要に応じ SEA 実施：上で規定される計画、プログラムで地方レベルで小規模な地域の利用を決定するもの、又は、上で規定される計画、プログラムの軽微な修正。		×			×		累積的・複合的環境影響の評価を含む。代替案の検討が行われる。			
UNECE	SEA プロトコル (2003 採択・未発効)	規定なし	計画プログラム ¹⁴	SEA 必須：農業、林業、漁業、エネルギー、鉱業を含む産業、交通、地域開発、廃棄物処理、水管理、通信、観光、都市及び農村計画、又は土地利用のために作成され、附属書 1 に掲載される事業に対するその後の進展への同意のための枠組みとなるもの。 加盟国の裁量で必要に応じ SEA 実施：上で規定される以外の計画、プログラムで、地方レベルで小規模な地域の利用を決定するもの、又は、上で規定される計画、プログラムの軽微な修正。			任意			任意	累積的・複合的環境影響の評価を含む。代替案の検討が行われる。			

¹¹ 意見提出などの公衆関与はないが、マスコミでの論調等を通じて公衆の意見が把握され、スコーピング段階で考慮される。

¹² 「諸外国の戦略的環境影響評価制度導入状況調査報告書」との差異は整理の考え方の違いによるもの。

¹³ 事前環境評価システム導入当時は、環境政策基本法ではなく大統領令で制度が規定されていた。

¹⁴ 政策・法案についても、加盟国の努力として、その環境影響について SEA プロトコルに準じて考慮することが規定されている (計画・プログラムとは違い、義務づけされているわけではない)。

